

各 位

会 社 名 株式会社 山大
代 表 者 名 代表取締役社長
高 橋 貞 夫
(J A S D A Q ・ コード番号7426)
問 い 合 せ 先 専務取締役管理部部長
高 橋 武 一
電 話 番 号 0225-93-1111

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月26日開催の当社取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成18年6月29日開催予定の第48回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 「会社法」(平成17年法律第86号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号。以下「整備法」という。)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、「会社法」及び「整備法」に基づき、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。
- ①インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設するものであります。(変更案第15条)
- ②取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするための規定を新設するものであります。(変更案第21条)
- (2) 現状の経営体制に即した適正員数に合わせるため、取締役及び監査役の数の変更を行うものであります。(変更案第17条及び22条)
- (3) その他、会社法が施行されたこと等に伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成18年6月29日(木曜日)
定款変更の効力発生日	平成18年6月29日(木曜日)

以 上

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (商号) 当社は、株式会社山大と称し、英文では、Yamadai Corporation と表示する。	第1条 (商号) (現行どおり)
第2条 (目的) 当社は、次の各事業を営むことを目的とする。 一. 都市計画、地域開発、海洋開発、環境整備、土地開発造成事業の企画、設計、施工、監理、請負 二. 建築工事、土木工事、および関連建設工事の設計、施工、監理、請負 三. 宅地の造成、販売、および建物の建築、販売 四. 木材、建材、林産品、建築資材の生産、加工、売買、輸入 五. 家具、室内装飾品、家庭用電気製品、厨房設備機器、冷暖房空調設備機器、給排水衛生設備機器等の建物設備機器類の売買 六. 不動産の保有、売買、交換、賃貸借、仲介、管理、鑑定 七. 信用保証、融資、融資斡旋 八. スポーツ施設、宿泊施設の保有、経営、賃貸 九. 山林の経営および売買 十. 前各号に関連する調査、研究、開発、マネージメント、およびコンサルティング業、ならびに代理、仲立、問屋業 十一. 前各号に付帯または関連する一切の業務	第2条 (目的) (現行どおり)
第3条 (本店の所在地) 当社は、本店を宮城県石巻市に置く。	第3条 (本店の所在地) (現行どおり)
(新設)	第4条 (機関の設置) <u>当社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。</u>
第4条 (公告) 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	第5条 (公告) (現行どおり)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
第2章 株 式	第2章 株 式
第5条（発行する株式の総数） 当社の発行する株式の総数は、2,100万株とする。	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、2,100万株とする。
（新設）	第7条（株券の発行） 当社は、その株式に係る株券を発行する。
第6条（1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行） 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。 2. 当社は、1単元の株式の数に満たない株式（以下単元未満株式という。）にかかる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。	第8条（単元株式数及び単元未満株券の不発行） 当社の単元株式数は、1,000株とする。 2. 当社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。
第7条（株式取扱規程） 当社の発行する株券の種類ならびに株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取請求の取扱、その他株式に関する手続および手数料は取締役会の定める株式取扱規程による。	第9条（株式取扱規程） 当社の株券の種類、株主（実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。）の氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取請求の取扱、その他株式に関する手続および手数料は取締役会の定める株式取扱規程による。
第8条（名義書換代理人） 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 2. 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 3. 当社の株主名簿および実質株主名簿ならびに株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取請求の取扱、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。	第10条（株主名簿管理人） 当社は、株主名簿管理人を置く。 （削除） （削除）

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>第9条(基準日) <u>当社は、毎決算期現在の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。)</u>をもってその決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。 <u>2. 前項のほか、必要あるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p>(削除) (削除)</p>
<p>第3章 株 主 総 会</p>	<p>第3章 株 主 総 会</p>
<p>(新設)</p>	<p>第11条(基準日) <u>当社は、毎年3月31日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p>
<p>第10条(招集の時期) <u>当社の定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合、随時招集する。</u></p>	<p>第12条(招集の時期) <u>当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。</u></p>
<p>第11条(招集者および議長) 株主総会は、取締役社長が招集しその議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>第13条(招集権者および議長) (現行どおり)</p>
<p>第12条(決議方法) 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってする。 <u>2. 商法第343条の規定による決議および商法その他の法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>	<p>第14条(決議要件) 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。 <u>2. 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第15条(参考書類等のインターネット開示) <u>当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u></p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>第13条（議決権の代理行使） 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>第16条（議決権の代理行使） 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>
<p>第14条（議事録） 株主総会の議事は、その経過の要領と決議の結果を議事録に記載し、議長および出席取締役が記名捺印して会社に保管するものとする。</p>	<p>（削除）</p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p>
<p>第15条（員数） 当会社に取締役14名以内を置く。</p>	<p>第17条（員数） 当会社に取締役7名以内を置く。</p>
<p>第16条（選任） 取締役は、株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。 3. 取締役の選任については、累積投票にならないものとする。</p>	<p>第18条（選任） （削除） 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 2. （現行どおり）</p>
<p>第17条（任期） 取締役の任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</p>	<p>第19条（任期） 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. （現行どおり）</p>
<p>第18条（代表取締役および役付取締役） 取締役の決議により、当会社を代表すべき取締役若干名を定める。 2. 取締役会の決議により、取締役会長、取締役副会長、取締役社長および取締役副社長を各1名、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>第20条（代表取締役および役付取締役） 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。 2. 取締役会の決議により、取締役会長、取締役副会長、取締役社長および取締役副社長を各1名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>第19条（取締役会） 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。 2. 取締役会の招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。 （新設）</p> <p>3. 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。</p>	<p>第21条（取締役会） （現行どおり）</p> <p>（現行どおり）</p> <p><u>3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p> <p>4. （現行どおり）</p>
<p>第20条（報酬） <u>取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p>	<p>（削除）</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p>
<p>第21条（員数） 当会社に監査役4名以内を置く。</p>	<p>第22条（員数） 当会社に監査役3名以内を置く。</p>
<p>第22条（選任） <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>2. 監査役の選任決議については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p>	<p>第23条（選任） （削除） <u>監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>第23条（任期） <u>監査役の任期は就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2. 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</p>	<p>第24条（任期） <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2. （現行どおり）</p>
<p>第24条（常勤監査役） <u>監査役はその互選により常勤監査役若干名を定める。</u></p>	<p>第25条（常勤監査役） <u>監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</u></p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>第25条（監査役会） <u>監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役の定める監査役会規程による。</p>	<p>第26条（監査役会） （現行どおり） （現行どおり）</p>
<p>第26条（報酬） <u>監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p>	<p>（削除）</p>
<p>第6章 計 算</p>	<p>第6章 計 算</p>
<p>第27条（営業年度） 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし<u>毎営業年度末に決算を行う。</u></p>	<p>第27条（事業年度） 当社の<u>事業年度</u>は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p>
<p>第28条（利益配当） <u>利益配当は、毎決算期現在の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に対しこれを行う。</u> （新設）</p>	<p>第28条（剰余金の配当） <u>株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u> 2. <u>前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p>
<p>第29条（中間配当） <u>取締役会の決議により、毎年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配（中間配当という。）を行うことができる。</u></p>	<p>（削除）</p>
<p>第30条（配当金の除訴期間） 利益配当金または中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。</p>	<p>第29条（配当金の除訴期間） <u>期末配当金または中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。</u></p>